

宮古ミニバスケットボール連盟規約(案)

【趣旨】 私たちは、ミニバスケットボールを通して、子ども達に健全育成を図ると共に、指導者間の親睦を深め、連盟活動を創意工夫し、夢や目標実現のために努力する。

この規約は、連盟の運営が円滑に実施され、子ども達のミニバスケットボールの技術の向上や、基本的な生活習慣等の向上を目指すものである。

【第1条】 本連盟は、宮古ミニバスケットボール連盟（以下宮古ミニ連）と称し、事務局を事務局長の勤務校に置く。

【第2条】 宮古ミニ連は、前条の目的を達成するために次に事業を行う。

- (1) 各種大会（労金杯・夏季冬季大会・ヒロスポーツ杯・3X3大会等）の開催。
- (2) 指導技術の向上を目指した研修会の開催
- (3) 審判技術の向上を目指した研修会の開催
- (4) 技術力向上を目指した強化リーグの開催
- (5) 総会・理事会の開催
- (6) その他、必要と認めた事業

【第3条】 宮古ミニ連は、宮古バスケットボール協会と信頼関係を築く。

【第4条】 宮古ミニ連に加盟するには、事務局にチーム登録をする。（年間登録料は千円とする）
但し、県ミニ連への登録は、各チームで行う。（宮古ミニ連が世話する）各チームは、大会ごとに参加費を納める。（参加費は6,000円とする）

※ 年間登録料・参加費は、連盟を運営するための経費として使用される。

※ 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

【第5条】 宮古ミニ連には、以下の役員、理事、監査、顧問を置く。

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 【役員】会 長 | (1名)会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。 |
| 副 会 長 | (3名以内)副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は代行する。 |
| 理 事 長 | (1名)理事長は、理事会を代表して業務を掌握する。 |
| 副理事長 | (1名)副理事長は、理事長を補佐する。 |
| 事務局長 | (1名)事務局長は、理事長を補佐し、業務を推進する。 |
| 事務局次長 | (1名)事務局次長は、事務局長を補佐する。 |
| 会 計 | (1名)会計は、会長が指名し、総会で選出する。 |
| 会計補佐 | (1名)会計補佐は、会計を補佐する。 |
| 【理事】総務部長 | (1名)総務部長は、会長が指名し、総会で選出する。 |
| 〃 副部長 | (2名以内)副部長は、会長が指名し、総会で選出する。 |
| 【理事】審判部長 | (1名)審判部長は、会長が指名し、総会で選出する。 |
| 〃 副部長 | (2名以内)副部長は、会長が指名し、総会で選出する。 |

【理事】 競技部長 （1名） 競技部長は、会長が指名し、総会で選出する。
〃 副部長 （2名以内） 副部長は、会長が指名し、総会で選出する。
U12 ユース育成（若干名） U12 ユース育成は、会長が指名し、総会で選出する。

【理事】 広報部長 （1名） 広報部長は、会長が指名し、総会で選出する。
〃 副部長 （2名以内） 副部長は、会長が指名し、総会で選出する。

【理事】 コミッショナー部長（1名） コミッショナー部長は、会長が指名し、総会で選出する。
〃 副部長 （2名以内） 副部長は、会長が指名し、総会で選出する。

【監査】 監査員 （2名） 監査員は、総会で選出し、会計を監査し総会で報告する。

【顧問】 顧問 （若干名） 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

【第6条】 宮古ミニ連の運営は、ミニバスケットボールの指導者、及び、連盟の趣旨に賛同する者が当たる。役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

【第7条】 理事会は、会長、副会長、理事長、事務局長、会計、総務正副部長、審判正副部長、競技正副部長、広報正副部長、コミッショナー正副部長、U12 ユース育成で構成する。

【第8条】 宮古ミニ連の組織図は下記（別紙）に記す。主な活動も併記する。

【第9条】 運営上の諸問題が発生した場合には、協会と連絡調整し、前向きに解決していく。

【第10条】 年度始めには総会を開き、次年度役員へ引き継ぐ。

【第11条】 ゲームに関するルールは、その年度のミニバスケットボール競技規則を適用する。但し、会場の都合やその他の理由により、適時特別ルールを適用する。

【第12条】 宮古地区より九州スポーツ少年団交流大会、九州大会、全国大会等へ派遣されるチーム、DC 練習会等に派遣される選手及び関係者等は、理事会で協議の上、派遣補助を行う。

【第13条】 本会則は、平成15年5月31日から施行する。

【附 則】 (1) 本規約は、平成16年4月17日に、第5条の一部挿入する。
(2) 本規約は、平成17年4月25日に、第5条・第10条の一部を改正する。
(3) 本規約は、平成19年4月25日に、第5条・第6条の一部を改正する。
(4) 本規約は、平成27年6月2日に、第4条・第5条の一部を改正する。
(5) 本規約は、令和元年5月15日に、第5条・第7条の一部を改正する。
(6) 本規約は、令和2年6月24日に、第2条・第5条の一部を改正する。
(7) 本規約は、令和5年4月26日に第4条・第5条・第7条・第12条の一部を改正する。